

## ●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

### 一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

|   | 要 件   | 具体的な書類  | 【 注 】 |   |   |
|---|---|---|-------|---|---|
| 1 | 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者               | ○ 実務経験従事証明書（原本）   |       |   | ③ |
| 2 | 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者                               | ○ 実務経験従事証明書（原本）   |       |   | ③ |
| 3 | 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの | ○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本）<br>○ 実地修習結果報告書の写（ <b>原本確認</b> されたもの）    | ①     | ② |   |
| 4 | エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの       | ○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写（両方とも <b>原本確認</b> されたもの）<br>○ 実地修習結果報告書の写（ <b>原本確認</b> されたもの） | ①     | ② |   |
| 5 | 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者  | ○ 海技士免状の写（ <b>原本確認</b> されたもの）   | ①     | ② |   |
| 6 | ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの          | ○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状（ <b>原本確認</b> されたもの）<br>○ 実務経験従事証明書（原本）                         | ①     | ② | ③ |
| 7 | 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの           | ○ 汽かん係員試験合格証の写（ <b>原本確認</b> されたもの）<br>○ 実務経験従事証明書（原本）                                     | ①     | ② | ③ |

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）

② 「**原本確認**」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。

（URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei22/）